

「阿波ふうど」商標登録ロゴマーク使用管理要領

（目的）

第1条 この要領は、平成28年5月13日付け登録第5847754号で商標登録された「阿波ふうど」ロゴマーク（以下「本商標」という）を適正かつ効果的に活用することにより、「阿波ふうど」のブランド浸透及びイメージアップを図るため、本商標の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「阿波ふうど」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）徳島県産農林水産物
- （2）徳島県産の原材料を使用している加工食品
- （3）歴史的・文化的に徳島県と関わりが深い加工食品
- （4）徳島の郷土料理等第1号から第3号に掲げる県産食材を使用した料理

（商標権）

第3条 本商標は、別紙1に掲げるものである。

- 2 本商標の商標権は、徳島県が所有する。
- 3 本商標は、無断で使用してはならない。
- 4 本商標と誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用又は商標登録の出願をしてはならない。

（本商標の使用できる対象）

第4条 本商標を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）県知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会並びに県議会及び県議会事務局（以下「県知事部局等」という。）
- （2）別表に掲げる個人、法人又は団体
- （3）第2条に該当するものを取り扱う者
- （4）徳島県内外に徳島県の食材、歴史及び文化等の情報発信効果が顕著であると、本商標を管理する生産流通課販売・物流支援室（以下「管理者」という。）が特に認めたものを取り扱う者

（使用承認の申請等）

第5条 本商標を使用しようとする者は、あらかじめ「阿波ふうど」商標登録ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を管理者に提出し、そ

の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 県知事部局等が、別紙1に掲げる本商標のデザインを変更、改変することなく印刷物又は県の開設するホームページ等へ使用するとき。
 - (2) 別表に掲げる個人、法人又は団体が使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- 2 別表に掲げる個人、法人又は団体は、本商標を使用するときは、あらかじめ「阿波ふうど」商標登録ロゴマーク使用承認申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
- 3 県知事部局等は、本商標を使用したときは、速やかに、「阿波ふうど」商標登録ロゴマーク使用報告書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。
- 4 管理者は、本商標の使用承認に際し、必要に応じて条件を付することができる。

（使用承認の基準）

第6条 管理者は、前条第1項の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- (1) 第1条の本商標の使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 本商標を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (3) 徳島県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (4) 徳島県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるものに使用するとき。
- (7) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るものに使用するとき。
- (8) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (9) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるものと認められるとき。
- (10) たばこに関するものに使用するとき。
- (11) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (12) 別紙1に掲げる本商標のデザインを変更、改変するとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の許諾を得たものは除く。

(13) 立体物であるとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の許諾を得たものは除く。

(14) そのほか、管理者が本商標の使用について不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、「阿波ふうど」商標登録ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第4号）をもって行うものとする。

3 管理者は、必要と認めるときは、申請者の本商標の使用に係る事業を所管する課の意見を聞くものとする。

（使用料）

第7条 本商標の使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 本商標を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。

(2) 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。

(3) 別紙2により定められた色、形等を正しく使用すること。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

(4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

（承認内容の変更の申請）

第9条 本商標の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「阿波ふうど」商標登録ロゴマーク使用承認内容変更申請書（様式第5号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「阿波ふうど」商標登録ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第4号）をもって行うものとする。

（承認の取消）

第10条 管理者は、本商標の使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められるときは、是正の措置を命ずるほか当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わないものとする。

（報告等）

第11条 管理者は、使用承認を受けた者に本商標の使用状況等について報告させ、又

は調査することができるものとする。

(使用承認の非独占性等)

第12条 この要領による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与し、又は商品、使用承認を受けた者等について推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第13条 本商標の使用によって生じた使用承認を受けた者の損害又は第三者との間の紛争等に関して、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか、本商標の使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年7月3日から施行する。

2 一部改正 令和3年4月1日

3 一部改正 令和6年4月1日

4 一部改正 令和7年4月1日

5 一部改正 令和8年4月1日

別表

- (1) 全国農業協同組合連合会徳島県本部
- (2) 徳島県肉用牛振興協会
- (3) 徳島県食肉事業協同組合連合会
- (4) 徳島県養鶏協会
- (5) 徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会
- (6) 徳島県養豚協会
- (7) 徳島県漁業協同組合連合会
- (8) 徳島県内水面漁業協同組合連合会
- (9) 徳島県内の各農業協同組合
- (10) 徳島県内の各漁業協同組合
- (11) 徳島県食糧卸協同組合
- (12) 公益社団法人徳島県産業国際化支援機構
- (13) 徳島県しいたけ生産販売組合連合会
- (14) 徳島県水産物ブランド推進協議会
- (15) とくしま海部水産物品質確立協議会
- (16) 徳島県わかめ増産・販路拡大対策協議会
- (17) 「阿波ふうどスペシャリスト」として徳島県から認定された個人、法人又は

団体